

第 26 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公 開 用)

平成29年10月27日 (金)

熊谷市農業委員会

## 第26回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

### 1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成29年10月27日(金) 午前 9時30分
- (2) 閉会の日時 平成29年10月27日(金) 午前10時18分
- (3) 場 所 江南勤労福祉センター講習室

### 2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

### 3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 16名
- (2) 欠席数 3名

| 議席 | 出欠 | 氏名     | 議席 | 出欠 | 氏名     |
|----|----|--------|----|----|--------|
| 1  | 欠  | 福田 和行  | 11 | 出  | 川田 久夫  |
| 2  | 出  | 村田 定吉  | 12 | 出  | 山本 勝市  |
| 3  | 出  | 夏目 亮一  | 13 | 出  | 大野 隆一  |
| 4  | 出  | 福島 敬一  | 14 | 出  | 鈴木 吉明  |
| 5  | 欠  | 松本 丈   | 15 | 出  | 茂木 友秀  |
| 6  | 出  | 木村 進   | 16 | 出  | 手嶋 茂春  |
| 7  | 出  | 柴田 忠雄  | 17 | 出  | 根岸 里次  |
| 8  | 欠  | 大澤 芳明  | 18 | 出  | 福田 正八  |
| 9  | 出  | 閑野 高広  | 19 | 出  | 青木 登喜代 |
| 10 | 出  | 中川 登美夫 |    |    |        |

#### 4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用  
集積計画について

#### 報告事項

- 報告事項（1） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項（2） 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項（3） 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項（4） 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

5 招集者 農地部会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

議 長 出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第26回農地部会を開会いたします。

本日の欠席委員は、1番福田和行委員、5番松本丈委員、8番大澤芳明委員以上の委員から届出がありました。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

( 「議長一任」の声あり )

議 長 議長一任の声がありましたので、17番根岸里次委員、18番福田正八委員にお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第26回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

(一時転用)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

以上、5議案ですので、よろしく御審議をお願いいたします。

最初に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、申請面積〇〇〇㎡当たりの価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成29年10月4日、水野勝委員、木村進委員、江南行政センター野本副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受

人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、申請面積〇〇〇㎡での価格は〇〇〇円です。この案件につきましては、平成29年10月4日、水野勝委員、木村進委員、江南行政センター野本副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号5は、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号11と関連がありますので、この後、同時に御審議いただきたいと思います。

議 長 ただいま、事務局から提案がありましたが、それでよろしいですか。

( 異議なし の声あり )

議 長 それでは、そのように決定します。  
それでは、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請につ

いての議案番号5及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号11を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号5及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号11については、2つの議案を1枚にした参考資料を用意しました。この資料により説明します。

【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号5について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号11について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地法第4条の議案番号5は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年6月9日、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イです。建築物等は、軽量鉄骨造の農業用物置と農業用倉庫が既設各1棟、敷地拡張後の面積は2,476.15㎡です。

農地法第5条の議案番号11は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年6月9日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物等は、軽量鉄骨造の農業用物置1棟と農業用倉庫が既設各1棟、敷地拡張後の面積は2,476.15㎡です。

4条の申請人と5条の譲渡人は親子の関係で、農業経営を行っております。4条の申請人が親で、5条の譲渡人が子です。農地法第3条による農地取得を計画したところ、4条の申請地は農家住宅敷地の一部として農業用倉庫や農業用物置が建てられており、5条の申請地は平成23年に農業用倉庫を建て替えした時に、建物の一部がはみ出だしてしまっただけのため、農振除外の手続きと分筆をして申請が出されました。

議長

事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議長

特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号5について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号11について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号5以外を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号5以外について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造平屋建、既設の農業用倉庫1棟です。

申請のきっかけは、申請人が農地法第3条による農地取得を計画したところ、農地法の手続きを取らず農業用倉庫として使用していたため是正をするものです。

議案番号2は、農地区分は2種農地、農振除外は平成29年9月27日、敷地拡張後の面積は1,328.13㎡です。

申請のきっかけは、申請人の子供世帯が住宅を計画したところ、農地法の手続きを取らず農家住宅敷地の一部としていたため是正をするものです。

議案番号3は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。

議案番号4は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年9月7日、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イです。

申請人は〇〇業を次男と一緒に営んでいます。事業を拡大し、資材や車両が増えていることから、土、碎石、植木、ブロック等

の置場として使用するための申請です。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号5以外について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号11以外を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年9月27日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物等は、木造2階建、宅地を含めた全体面積は539.54㎡です。敷地の形状は旗竿地となっています。

議案番号2は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年9月27日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物は木造2階建です。

議案番号3は、農地区分は2種農地、農振除外は平成29年9月27日、建築物は木造平屋建です。

議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。

議案番号5は、農地区分は2種農地、建築物は軽量鉄骨造2階建です。

議案番号6は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。



議案番号7は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年9月27日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物は木造2階建です。

議案番号8は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。

議案番号9は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物は木造2階建です。

議案番号10は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。

議案番号12は、農地区分は2種農地、農振除外について、〇〇〇番〇は平成28年9月9日、〇〇〇〇番〇は平成29年9月27日、敷地拡張後の面積は688.43㎡です。

譲受人と譲渡人は親子で、譲受人が親、譲渡人が子です。

自宅敷地内を確認したところ、農地法の手続きを取らず進入路や農家住宅敷地の一部として使用していたため是正をするものです。

議案番号13は、農地区分は2種農地、太陽光発電出力は49.5kwです。

議案番号14は、農地区分は2種農地、太陽光発電出力は49.5kwです。

この申請地は、平成〇〇年〇月に一度太陽光発電敷地として農地転用の許可を取った土地です。申請地は道路に接していない土地であるため、前回の申請では、工事車両等の搬入路について隣接の雑種地を使用する計画でしたが、所有者の同意が得られていなかったため、許可が取消しとなりました。今回の申請は搬入路を雑種地ではなく、別に隣接する宅地を使用する計画とし、現地確認した時に宅地の地権者から通行について同意していることを確認しております。

議案番号15は、農地区分は2種農地、駐車場は16台分です。

議案番号16は、農地区分は2種農地です。

譲受人は自宅兼店舗で〇〇〇〇〇〇〇を営んでおります。現在自宅敷地内に物干しスペースがありますが狭いため、自宅に隣接する申請地をお客から預かった衣類やカーペットなどを干すためのスペースや駐車場として使用する計画です。

議 長

事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号11以外について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに譲受人の氏名、譲渡人の氏名、申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、目的、転用期間、権利の内容、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1と2について、譲受人が所有する鉄塔の整備工事を計画したところ、鉄塔の周囲は農地であり、道路から鉄塔までの搬入路や車両置場について農地を使用しなければならないため、申請に至りました。

議案番号3について、申請地は譲受人が今年4月に砂利採取及び表土置場として申請をした土地の西側に隣接しています。

砂利採取は10mほど掘削し、採取した砂利は市内〇〇〇にあるプラント工場へ搬出します。砂利採取の埋戻しは〇〇〇と〇〇〇にある置場から土砂を搬入し、最後に表土を戻して、地権者に返却する計画です。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について(一

時転用)、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、ご説明いたします。

今月の案件は、大変多く議案番号619から820の202件であります。

総筆数は413筆、総面積は595,046.05㎡で、田は339筆527,193㎡、畑は74筆67,853.05㎡、賃貸借は286筆468,862㎡、使用貸借は127筆126184.05㎡です。設定の期間は、3年未満が22筆で、32,491㎡、3年以上6年未満が233筆282,281.05㎡、6年以上が158筆280,274㎡です。設定の区分は、新規の計画が75筆、103,726㎡で、再設定の計画が338筆、491,320.05㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及び農地利用集積円滑化団体であるJAくまがやを利用したものを除いた認定農業者の借り受けは、113件で309,910.05㎡となっております。次に農地所有適格法人の借り受けですが、11件で37,994㎡となっております。次に農地利用集積円滑化団体であるJAくまがやを利用した借り受けは、20件で120,118㎡となっております。

認定農業者である農地所有適格法人及びJAくまがやの利用を含めた認定農業者の借り受けの件数は、137件で全体の約68%となっております。

上記以外の担い手の借り受けは58件で127,024㎡となっております。

以上、202件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面

積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

議案番号741から743については、〇〇〇〇委員が受人となっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[ 〇〇委員 退席 ]

議 長

それでは、議案番号741から743について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」 の声 )

議 長

特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号741から743について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長

挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

〇〇委員は入室をお願いします。

[ 〇〇委員 入室 ]

議 長

次に議案番号747、748については、〇〇〇〇委員が受人となっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[ 〇〇委員 退席 ]

議 長

それでは、議案番号747、748について、質疑、意見等を

求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」 の声 )

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号747、748について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

〇〇委員は入室をお願いします。

[ 〇〇委員 入室 ]

議 長 次に議案番号780については、〇〇〇〇委員が受人となっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[ 〇〇委員 退席 ]

議 長 それでは、議案番号780について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」 の声 )

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号780について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決

しました。

〇〇委員は入室をお願いします。

[ 〇〇委員 入室 ]

議 長 次に議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号741から743、747、748、780以外について、質疑、意見等を求めます。  
質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号741から743、747、748、780以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきものと決しました。

以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。

( 発言なし )

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長

増田 啓良

主査

大沢 昌徳

主査

新井 良和

主任

樋口 祥平

農業振興課主事

上田 彩香

江南行政センター主査

上山 奈保美

平成29年10月27日

熊谷市農業委員会

会 長 松 本 丈

---

議 長 木 村 進

---

署名委員 根 岸 里 次

---

署名委員 福 田 正 八

---